

# 令和4年度 一関市芸術文化活動機会促進補助金制度のご案内

一関市では、新型コロナウイルス感染症の影響により芸術文化団体による発表会等の活動機会が減少していることから、市内の芸術文化団体が、芸術文化活動に取り組むために要する経費を補助いたします。

本補助金の交付を希望する団体は、以下により申請願います。

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により発表会等の活動機会が減少している市内の芸術文化団体が、芸術文化活動に取り組む機会の促進を目指します。

## 2 補助対象者

補助対象者は、次のアからカのいずれにも該当する市内の芸術文化団体とします。

- ア 市内に主たる活動拠点を有していること。
- イ 申請日から起算して過去1年以内において芸術文化活動の実績を有していること。
- ウ 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としている団体でないこと。
- エ 芸術文化活動以外を主たる活動内容としている団体でないこと。
- オ 学校、企業、事業所等内で組織する団体でないこと。
- カ 一関市暴力団排除条例(平成27年一関市条例第38号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係が認められる団体でないこと。

## 3 対象となる事業

### (1) 事業期間

令和4年4月1日から令和5年1月31日までに実施する事業

### (2) 対象となる分野

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、伝統芸能、茶道等の生活文化 等

### (3) 事業の内容

補助対象者が団体の会員等を対象に行う事業又は、広く一般の方を対象に行う事業で、次のアからカのいずれにも該当する事業とします。

- ア 市内で実施すること。
- イ 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- ウ 文化祭等の学校等において教育活動の一環として行われるものでないこと。

- エ 他の補助金等の交付を受けていないこと。
- オ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるものでないこと。
- カ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため必要な措置を講じていること。

#### 4 補助対象経費及び補助額

補助対象経費は、当該事業の実施に直接必要となる以下の経費で、令和5年1月末日までに支出するものです。なお、判断に迷う場合は、事前にご相談ください。

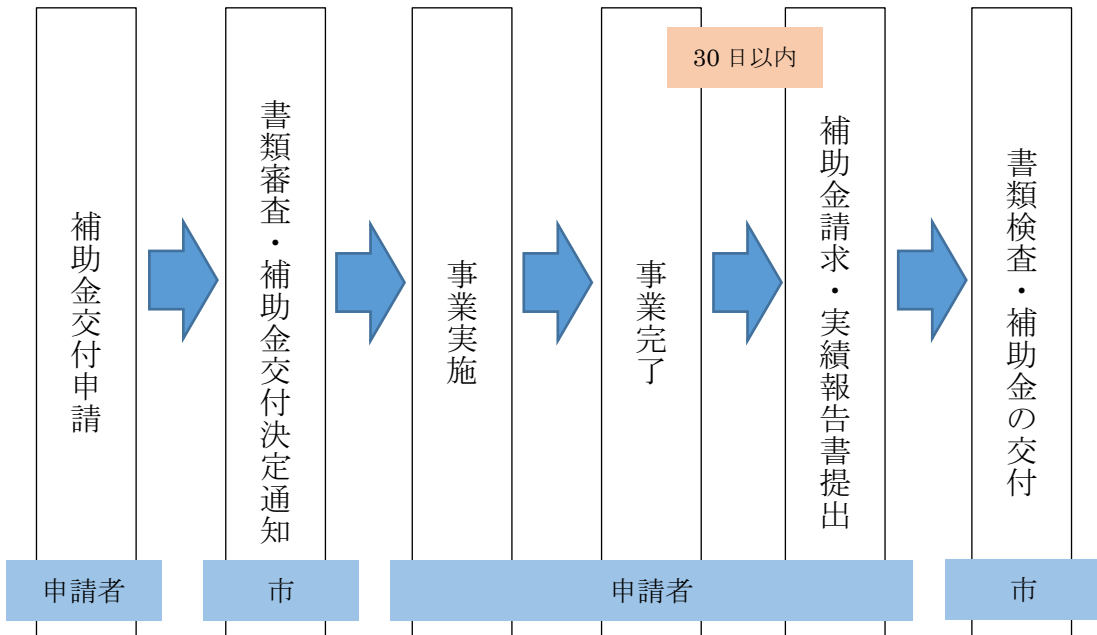
(1) 団体の会員等を対象に行う事業

補助対象経費	対象経費の例	補助額
会場使用料	会場使用料（冷暖房費、備品使用料を含む）	1 団体当たり 5 万円以内の額
感染対策に要する経費	マスク、消毒液等購入費	

(2) 広く一般の方を対象に行う事業

補助対象経費	対象経費の例	補助額
会場使用料	会場使用料（冷暖房費、備品使用料を含む）	1 団体当たり 10万円以内の額
会場設営費	会場の設営、撤去費	
運搬費	楽器等の運送料	
印刷製本費	ポスター、チラシ、作品集等印刷費	
感染対策に要する経費	マスク、消毒液等購入費	

#### 5 事業の流れ



※ 事業実施前の申請が必要です。判断に迷う場合は事前にご相談ください。

## 6 申請方法

### (1) 受付期間

令和4年4月1日から令和4年12月28日まで

※ 予算の範囲を超える申請があった場合、申請受付期間内でも受付を終了します。

### (2) 提出期日及び提出書類

提出期日	提出書類（様式）
事業実施前	・芸術文化活動機会促進補助金交付申請書（様式第1号） ・事業計画書（様式第2号） ・収支予算書（様式第3号）
交付決定後に事業内容等に変更が生じた場合	・芸術文化活動機会促進補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号） ・事業変更計画書（様式第2号） ・収支予算書（様式第3号）
事業実施後30日以内（30日を経過する日が令和5年2月15日を超える場合は2月15日が提出期限）	・芸術文化活動機会促進補助金交付請求書（様式第5号） ・事業実績報告書（様式第6号） ・実績内訳書（様式第2号） ・収支精算書（様式第3号） ・領収書の写し ・事業結果のわかる書類（チラシ、写真、刊行物等）

※ 必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

※ 提出された書類は返却しませんので、適宜コピーをお取りください。

### (3) 提出先及び提出部数

上記(2)の提出書類（原本）各1部を下記へ郵送又は持参してください。

〒021-8501 一関市竹山町7番2号 一関市まちづくり推進部いきがづくり課宛

### (4) 申請書等の様式

提出書類の様式は、一関市ホームページの次の場所からダウンロードできます。

<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/6,128207,91,6,html>

一関市ホームページ・トップページ>観光・歴史・文化>市役所・支所からのお知らせ>お知らせ>“一関市芸術文化活動機会促進補助金のお知らせ”

## 7 問い合わせ先

一関市まちづくり推進部いきがづくり課いきがづくり係

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

電話番号 0191-21-8852 / ファクス番号 0191-23-4850

電子メール [ikigai@city.ichinoseki.iwate.jp](mailto:ikigai@city.ichinoseki.iwate.jp)